

石川県包括外部監査報告書

概要版

平成 30 年3月

石川県包括外部監査人
高 村 藤 貴

目次

第一. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 監査の対象.....	1
5. 監査の方法.....	2
6. 監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び監査人補助者	2
8. 利害関係	3
第二. 監査の結論.....	4
1. 合規性	4
2. 経済性	4
3. 効率性・有効性・目的適合性.....	4
4. 他団体等との連携.....	4
5. 今後の観光行政の方向性.....	5
参考：指摘事項・意見の一覧.....	6

第一．包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「観光行政の財務事務の執行及び事業の管理について」

3. 事件として選定した理由

本県観光を取り巻く環境は、平成 27 年 3 月の北陸新幹線金沢開業をはじめとした交流基盤整備の進展、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、非常に大きく変化している。このような中、石川県においては、平成 28 年に策定した県政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「石川県長期構想」（計画期間：平成 28～37 年度）に重点戦略として「魅力が輝き交流が盛んな地域づくり」を掲げ、具体的なアクションプランとして「ほっと石川観光プラン 2016」（同計画期間）を策定し、変化への新たな取組みを始めている。各種プランで定めた諸施策が、同構想に定める目標達成にとって有効か検討することは非常に重要である。

また、本県が近年厳しい財政状況であるにもかかわらず、北陸新幹線金沢駅開業を機に企画された施策等に予算が重点的に配分されていることから、その予算・決算分析、費用対効果の適切性について監査することは非常に有益と考える。

さらに、観光行政を担う観光戦略推進部は平成 25 年度に局から部に格上げされたが、その後は包括外部監査の対象とはされておらず、新組織体制下での事務の執行を検討することも有意義である。

これらのことから、本監査における特定の事件として、「観光行政の財務事務の執行及び事業の管理について」を選定した。

4. 監査の対象

（1）監査対象部局名及び所属名等

- ① 観光戦略推進部
- ② 上記部局が所管する公の施設
- ③ 上記部局が所管する第三セクター 等

（2）対象年度

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ平成 29 年度並びに過年度の実績等も参考とした。

5. 監査の方法

(1) 監査要点

- ① 観光行政に関する財務事務の執行及び管理は、関係法令等に準拠して公平かつ適正に行われているか。
- ② 事業は経済性及び競争性のある方法で行われているかどうか
- ③ 事業に係る財務事務が効率的に行われているかどうか
- ④ 事業に関する効果測定が適切に行われているかどうか
- ⑤ 他の地方公共団体との連携は適切になされているか
- ⑥ 事業は前年度から適切に見直されて、これまで取り組んでいなかったことにも取り組んでいるか

(2) 監査の手続

① 全般的事項

- ・ 現場視察、関係者からの説明聴取及び資料入手
- ・ 経年比較、比率分析などの分析的手続
- ・ 事務手続の条例・規程等への準拠性についての検討
- ・ 証憑の整備保管状況及び関連帳簿記録との突合
- ・ 上記以外で必要と認められた手続

② 個別事項

個別の監査対象に係る主な監査手続については、本報告書中「第二」から「第五」の中で、各項目の監査結果に関連付けて記載している。なお、監査手続の適用において、サンプルを抽出している場合は試査によっており、その範囲は、外部監査人が金額的、質的重要性を考慮して判断した。

6. 監査の実施期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 9 日まで

なお、平成 29 年 4 月から 7 月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7. 包括外部監査人及び監査人補助者

包括外部監査人	公認会計士	高 村	藤 貴
補助者	公認会計士	布 目	剛
	公認会計士	石 橋	智 己
	公認会計士	齊 藤	貴 典
	公認会計士	崎 原	充 徳

公認会計士	中 村 公 士
公認会計士	松 下 要
公認会計士	米 森 健 太
公認会計士・税理士	横 尾 勝 人
公認会計士試験合格者	西 田 公 則

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定による記載すべき利害関係はない。

第二. 監査の結論

本県観光を取り巻く環境は、平成 27 年 3 月の北陸新幹線金沢開業をはじめとした交流基盤整備の進展、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、非常に大きく変化している。このような中、石川県においては、平成 28 年に策定した県政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「石川県長期構想」（計画期間：平成 28～37 年度）に重点戦略として「魅力が輝き交流が盛んな地域づくり」を掲げ、具体的なアクションプランとして「ほっと石川観光プラン 2016」（同計画期間）を策定し、変化への新たな取組みを始めている。

同プランと関連性の高い事業を中心に、合规性、有効性・効率性・経済性・目的適合性などの視点で検討した結果、いくつかの課題が認識された。これらについては、県側の適切な対応を期待したい。

1. 合规性

補助事業の交付要綱において、補助対象経費に関する記載が不明確な事例が見られた。

2. 経済性

委託業者を選定するに当たり、1 者しか参加表明がなされない事例が見られた。他の団体が参加しない理由を分析して、次回以降により競争原理が働くよう工夫することが望まれる。

3. 効率性・有効性・目的適合性

「ほっと石川観光プラン 2016」に掲げる究極的な目標数値以外に、これをブレイクダウンした具体的な目標（数）が明確に設定されず、PDCAが適切に回されていない事業があった。また、そもそも目標数値が設定されていない事業や事業目標に県外客の増加を掲げながらも県外客の入り込み数を把握していない事業も見られた。さらにアンケートについても、ターゲットに外国人があげられているが、英語版アンケートが作成されていない事業、目標が不明確なため必要な情報が集められていない事業があった。

また、ファンド事業において、必要となる登録手続きが煩雑であることから、期待された実績が十分とは言えないものが見られた。

4. 他団体等との連携

県の観光事業については、予算ベースで約 4 割（平成 28 年度）が公益社団法人石川県観光連盟（以下「連盟」という。）を通じて執行されているが、連盟の本部職員 61 名中 55 名（平成 29 年 4 月以降は 27 名）が県職員との兼職となっている。

石川県補助金交付規則では、補助事業の成果の報告を受けた際、「その報告に係る補助

事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときに補助金の額を確定することとしている。しかるに、連盟が実施する補助事業については、このような兼職関係により、連盟の実績報告者と県の確認者が同一人物となるケースが生じている。このことは、法令、条例、規則等の形式的な違反はないが、民間企業における内部統制と比べて十分な監視やガバナンスが効いているとまでは言えない状況にあり、実績報告書の確認体制の改善が必要である。

補助事業の適切な執行を確実にするためにも、例えば、連盟職員の大半が県職員と兼職となっている現状をできる限り早期に解消するなど、改善のための検討が求められる。

県の観光事業における連盟の期待役割は、ほっと石川観光プラン推進ファンド設立の趣旨でもある官民一体での重点強化施策を主体的に取り組むことにある。この期待役割は、観光庁が推進している「DMO」（観光地域づくりを持続的・戦略的に推進し牽引する観光振興組織）の役割にも通じるものであると考えられる。この実現のためには、県だけでなく地域の多様な関係者の合意形成をリードし、観光戦略の策定と実行に責任を担う組織・人材を有していることが必要である。

このため、県においては、連盟による専門的な専任人材の育成とこれに必要な支援を行うことが望まれる。

5. 今後の観光行政の方向性

観光施策の実施にあたっては、絶えず変化する市場動向、トレンド、顧客の嗜好等を把握したうえで、誘客ターゲットを明確化し、効果的な打ち手を講じることが重要である。

また、多様な主体が連携・協力して観光振興を進めるうえで、県がどのようにターゲット設定を行い、当該ターゲットの誘客・受入に向けてどのような取組を行うかを関係者間で共有することも求められる。

目標達成に向け、上記取組の他、地域別に観光施策の方向性を検討することもまた望まれる。

参考：指摘事項・意見の一覧

指摘事項

No.	概要	記載場所	着眼点
指摘事項 1	補助金の実績報告書の確認	第二. 2	4. 他団体等連携

意見

No.	概要	記載場所	着眼点
意見 1	観光戦略推進部職員の観光連盟兼職	第二. 2	4. 他団体等連携
意見 2	石川県観光連盟への支援	第二. 2	4. 他団体等連携
意見 3	事業評価の客観性	第三. 2	3. 効率性等
意見 4	貸付金申請の根拠資料	第三. 7	3. 効率性等
意見 5	場所別稼働率の把握	第三. 7	3. 効率性等
意見 6	プログラム配布部数	第三. 9	2. 経済性
意見 7	業者選定における競争原理の確保	第三. 10	2. 経済性
意見 8	来園目標数の設定	第三. 10	3. 効率性等
意見 9	外国語対応アンケート	第三. 10	3. 効率性等
意見 10	実績報告書のチェック方法	第三. 11	3. 効率性等
意見 11	来場者数の把握	第三. 11	3. 効率性等
意見 12	利用の推進	第三. 12	3. 効率性等
意見 13	補助金交付申請書の記載要件	第三. 13	3. 効率性等
意見 14	補助金交付申請書の添付資料	第三. 13	3. 効率性等
意見 15	実績報告書の不十分な記載	第三. 13	3. 効率性等
意見 16	業者選定における競争原理の確保	第三. 14	2. 経済性
意見 17	目標来場者数の設定	第三. 14	3. 効率性等
意見 18	アンケートの分析	第三. 17	3. 効率性等
意見 19	英語版アンケート	第三. 22	3. 効率性等
意見 20	モニターツアーの対象者	第四. 1	3. 効率性等
意見 21	補助対象経費の明確化	第四. 1	1. 法規性
意見 22	実績報告書の客観性	第四. 2	3. 効率性等
意見 23	口コミ情報の投稿促進	第四. 5	3. 効率性等